



城陽オレンジゴルフセンター 友の会入会申込書

今般、私は城陽オレンジゴルフセンター友の会会員に入会を希望し、会則および施設利用約款を承認のうえ、ここに入会の申し込みを致します。

※は記入しないで下さい。

氏名	フリガナ	会員番号	※ No.
	〒 フリガナ	生年月日	昭和 平成 年 月 日 才
住所	TEL ()		
職業	所属 コース名	H.C.	

<キリトリ線>

会 則

第1条 (名称)

本会は、城陽オレンジゴルフセンター友の会（以下本会）と称します。

第2条 (所在地)

本会の所在地は
京都府城陽市寺田大川原52-1におきます。

第3条 (目的)

本会は、会員が本会の施設を利用して知的で健康的なスポーツであるゴルフを愛好することにより、会員相互の親睦、技術の向上、及び心身の鍛練を図ることを目的とします。

第4条 (会員)

本会の趣旨に賛同される方で本センターが入会を認めた方を本会の会員とします。

第5条 (会員資格条件)

- 原則として成人男女とします。未成年者に関しては、本センターが審査の上決定します。
- 本センターが不相当と認める方は入会できません。

第6条 (入会手続)

本会に入会を希望される方は所定の申込手続を行い、初年度会費を納入していただきます。

第7条 (年会費)

年会費は次の通り定める金額とし、如何なる場合もこれを返還致しません。

- 友の会 年会費2,200円

第8条 (有効期限)

入会時より1年間とします。

第9条 (除名)

会員が施設利用において、次の各項のいずれかに該当する行為があった場合は除名することができます。

- 本会の名誉を毀損し、または秩序を乱した時。
- 故意に施設、設備を破損させた時。
- 利用料金、その他の支払いを怠った時。
- 本会、その他本センターが定める規則に違反した時。
- その他、処分を相当とする行為があり、それを本センターが決めた時。

第10条 (会員資格の譲渡)

会員の資格は、これを他に譲渡または継承できません。

第11条 (会員資格の喪失)

会員は次の場合、その資格を失います。

- 退会
- 除名
- 死亡または失踪宣言を受けた時。
- 法人または団体が解散した時。

※会員特典

- ゴルフコンペの優先参加
- プロショップの割引
- レッスンの優先参加